

4月1日から国民健康保険証が新しくなります。

国民健康保険の被保険者証の有効期限は、平成15年3月31日までです。

新しい保険証は、3月下旬にお手元に届くよう配達記録で郵送します。

4月1日以降、医療機関で受診される際には、新しい保険証を必ず窓口に表示してください。

・新しい保険証は必ず内容の確認を

新しい保険証が届いたら、必ず記載内容を確認してください。

なお、お勤めになり会社の健康保険などに加入されたなどの変更があった場合は、速やかに会社の健康保険証・国民健康保険証・印鑑を持って、住民課保険年金係へお越しください。

・古い保険証は処分を

有効期間の過ぎた保険証は無効となります。

お使いにならないようハサミで切るなどして、ご自身で処分してください。

・退職者医療制度の自己負担割合が4月から3割に変わります

現行

区 分	外来	入院
本人（退職被保険者）	2割	2割
家族（被扶養者）	3割	2割

4月から

区 分	外来	入院
本人（退職被保険者）	3割	
家族（被扶養者）		

【問合せ先】 住民課（内線125・126）

国民年金のしくみと加入するかた

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金に加入し保険料を納めます。



加入者
(被保険者)
は3種類!

厚生年金・共済組合

会社員・公務員など



2階部分
職場を通して加入する年金です。年金額も基礎年金に上乘せられます。
(厚生年金・共済組合)

1階部分
20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。年金のベースになっている部分です。
(基礎年金)

国民年金（基礎年金）

あなたの
タイプは
?

第1号被保険者

自営業者・学生など

自営業・自由業・農林漁業・学生・フリーアルバイト・無職のかたなどで20歳以上60歳未満のかた



役場 住民課 保険年金係

自分で納めます。
お支払いが困難な場合には、学生納付特例制度・保険料免除制度などがあります。

第2号被保険者

会社員・公務員など

厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などで就職時から65歳未満のかた



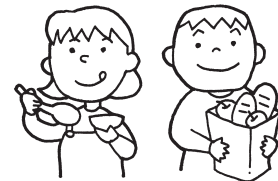
勤務先

厚生年金や共済組合の保険料を納めます。
それとは別に国民年金保険料を納める必要はありません。

第3号被保険者

会社員・公務員に扶養されている妻(夫)

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満のかた



第2号被保険者の勤務先

個人で納める必要はありません。
国民年金保険料は、配偶者の加入している年金制度が負担します。
配偶者の給料から天引きされるわけで

加入
届出先

保険料の
納め方